名称　海南北防波堤灯台
位置
所在地　和歌山県和歌山下津港海南区（海南北防波堤外端）
北緯　三四―〇八―五〇
東経　一三五―一〇―五八
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十二年十一月二日

名称　徳山下松港島田防波堤灯台
位置
所在地　山口県徳山下松港（島田防波堤外端）
北緯　三三―五七―〇八
東経　一三一―五五―三二
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十二年十一月二日

○海上保安庁告示第二百六十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月二十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　経ケ岬灯台
位置
所在地　京都府京丹後市（経ケ岬）
北緯　三五―四六―三八
東経　一三五―一三―二四
変更した事項
明弧　全度
変更年月日　平成二十二年十一月三日

名称　薫別灯台
位置
所在地　北海道標津郡標津町（薫別）
北緯　四三―四七―四七
東経　一四五―〇三―三九
変更した事項
塗色及び構造　白地に赤横帯一本塗　塔形
変更年月日　平成二十二年十一月四日

名称　浜益港北防波堤灯台
位置
所在地　北海道石狩市（浜益港北防波堤外端）
北緯　四三―三六―〇八
東経　一四一―二二―四八
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
変更年月日　平成二十二年十一月四日

名称　浜田漁港馬島防波堤東灯台
位置
所在地　島根県浜田港（馬島防波堤東端）
北緯　三四―五四―二七
東経　一三二―〇三―一四
変更した事項
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十二年十一月四日

名称　島根県三隅港北防波堤灯台
位置
所在地　島根県三隅港（北防波堤外端）
北緯　三四―四七―四〇
東経　一三一―五五―四七
変更した事項
光度　実効光度三六〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十二年十一月四日

名称　柏崎港西防波堤灯台
位置
所在地　新潟県柏崎港（西防波堤外端）
北緯　三七―二二―五九
東経　一三八―三二―三五
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十二年十一月四日

○東北地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
後別	敷地の幅員	延長
盛岡市飯岡新田八地割一二五番一から同市飯岡新田四地割一〇番まで	前　五〇・〇〇～七二・二〇メートル 後　五〇・〇〇～一〇一・八〇メートル	五五一・〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四十六号　盛岡市飯岡新田八地割一二五番一から同市飯岡新田二地割二七番一まで　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月二十一日

○中部地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
後別	敷地の幅員	延長
愛知県額田郡幸田町大字桐山字向山四番一から同町大字須美字東山一八番一まで	前　五九・三〇～六七・四〇メートル 後　五九・三〇～六七・四〇メートル	〇・〇三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十三号　愛知県額田郡幸田町大字桐山字向山四番一から同町大字須美字東山一八番一まで　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月二十一日